

地域安全まちづくり推進計画（第6期）構成案

1 計画策定の主旨・背景

審議会で特に御議論
いただきたい部分

2 第5期推進計画の成果

3 地域安全を取り巻く状況

(1) 社会情勢

- ・人口減少・少子高齢化の進展
- ・地域における人のつながりの希薄化
- ・子どもや高齢者、女性等を狙った犯罪は横ばい
- ・情報化の進展に伴うインターネット犯罪の巧妙化 等

(2) 兵庫県の犯罪情勢

犯罪認知件数、罪種別内訳、特殊詐欺被害件数、再犯率

(3) 県民の意識

県民モニターアンケート調査 ※現在調査中（「参考資料6」参照）

(4) 地域安全まちづくり活動の現状と課題

- ・まちづくり防犯グループの担い手の高齢化・少人数化の進行
- ・防犯グループの減少
- ・「子どもを守る110番の家・店・車」の一部形骸化
- ・未成年者に対する声かけ事案の高止まり
- ・高齢者の振り込め詐欺等特殊詐欺被害の増加
- ・事業所の防犯活動への参加は低調 等

4 第6期計画の基本的枠組

(1) 基本理念 地域社会の力を基本とした安全安心の兵庫の実現

(2) 計画期間 令和4年度から令和6年度の3カ年

(3) 基本的方向

○地域安全まちづくり条例に基づき、3つの柱を踏襲

第1の柱 地域安全まちづくり活動の支援

第2の柱 子ども・高齢者等の安全確保の支援

第3の柱 防犯に配慮した施設の管理・整備の支援

○施策展開にあたっての4つの留意点を踏襲

① 地域の総合力の向上

② 人づくり

③ ネットワークづくり

④ 活動環境の整備

第5期計画を継承

(4) 目標（成果指標）の設定

- ① 客観指標（3項目）
 - （案）刑法犯認知件数等
 - （案）特殊詐欺被害件数、
 - （案）子どもに対する声かけ事案等発生件数
- ② 主観指標（1項目）
 - （案）体感治安

(5) 検証の実施 毎年度実施し、次年度の施策に反映

5 主体の連携と役割分担

- ・地域の安全・安心の確保のために、県と市町との連携が重要
- ・犯罪被害者支援の推進のために、県警、民間支援団体、県、市町の適切な役割分担と連携が必要
- ・再犯防止対策の推進のために、国、県、市町、更生保護関係団体、福祉法人、NPO等の専門性を活かした役割分担と柔軟な連携が必要

6 具体的取組

《行動1》みんなで安全安心な地域をつくる

- ア 地域安全まちづくり情報の提供
セミナーの開催、先進的活動の紹介、さまざまな媒体を活用した防犯情報の提供、防犯情報の提供（タイムリーに提供、わかりやすい表示等）
- イ 自主防犯活動の促進
防犯グループの活動支援（地域防犯に役立つ情報の提供、防犯用具の整備支援、利用しやすい支援策の提供等）、各地域での防犯キャンペーンの実施
- ウ 多様な主体の参加の促進
若い世代・現役世代による防犯活動の推進、新たな担い手の育成（女性、大学生が参加する場の確保、ちょボラや瞬間ボランティアの普及促進）
- エ 地域で活動する人材の育成
地域安全まちづくり推進員の委嘱促進、子どもの安全・安心確保のリーダー育成、研修の充実（県・県警・学校が連携した実地研修等の実施等）

《行動2》見えない場所からの犯罪から地域を守る

- ア 特殊詐欺被害の未然防止
特殊詐欺防止に関する啓発、新手の手口等の情報提供の充実、金融機関、コンビニ、地域住民等による積極的な声かけによる水際対策の充実
- イ サイバー犯罪の未然防止
インターネット空間における被害防止対策の推進、青少年のインターネット利用による被害防止対策の推進（児童ポルノ自画撮り被害、出会い系サイト被害等）

《行動3》子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる

- ア 地域における子どもの見守り活動の推進
見守り活動に役立つ防犯情報の提供、実践的な訓練実施、子どもの安全・安心確保リーダー養成、「学校緊急通報制度」の充実、高齢者による子ども見守り活動の充実
- イ 子どもを犯罪から守る対策の強化
体験型防犯訓練の実施など子どもの危機回避能力の向上、子どもと地域防犯グループとの合同安全教育の実施、JKビジネス対策など犯罪に巻き込まれない対策の強化
- ウ 児童虐待防止対策の推進
児童虐待防止24時間ホットラインの運営、児童虐待家庭への支援の充実、こども家庭センターの機能強化、児童虐待医療ネットワークの構築
- エ いじめ防止対策の推進
いじめ対応ネットワークの構築、SNSを活用した教育相談体制の構築
- オ 地域で支える子どもの健全育成
青少年愛護条例の適正運用による社会環境づくり、ひろば事業、こども食堂への支援

《行動4》女性が安全に安心して暮らせる地域をつくる

- ア 女性の安全安心を支える体制整備
防犯教育の開催、危機回避能力の向上など予防対策の推進、女性問題カウンセラーの配置など相談体制の充実
- イ 女性を守る対策の充実
DV・ストーカー等への対応の強化、性犯罪等被害者への支援の充実、再被害の防止

《行動5》高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる

- ア 高齢者を犯罪から守る体制づくり
消費者被害防止のための啓発・見守り活動の推進、高齢者虐待防止の強化
- イ 高齢者を地域で見守る体制づくり
認知症やひとり暮らしの高齢者への見守りの力の向上、認知症地域支援体制の強化
- ウ 障害者の見守り活動の推進
みんなの声かけ運動の推進、消費トラブルの防止、精神保健福祉体制の充実
- エ 障害者の差別解消・権利擁護の推進
障害者差別解消のための相談体制整備、虐待防止・権利擁護体制の推進

《行動6》犯罪被害者等の支援を充実する

- ア 県民・事業者等の理解の促進
団体等と連携した広報の実施、県民・事業者等への広報・普及啓発の推進
- イ 被害者等への支援の充実
ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の円滑な運営、犯罪相談窓口の充実、相談窓口等での二次被害の防止の徹底、経済的支援の充実、就労支援、住居確保への支援
- ウ 関係機関・団体との連携の強化
市町との連携強化、多様な関係団体等との連携、民間支援団体との連携

《行動7》更生支援と再犯防止対策の対策を推進する

- ア 県民・事業者等への理解の促進
「社会を明るくする運動」の周知、地域で見守る機運の醸成
- イ 就労支援等の充実
職場定着を支援、協力雇用主の理解の促進、入札・契約制度における優遇措置、就労奨励に向けた経済的新絵、住居確保の支援
- ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供
出所後の生活安定への支援の充実、薬物依存症に関する相談窓口の充実、薬物依存者の社会復帰支援の充実
- エ 関係機関・団体等との連携の強化
再犯防止関係機関連絡会議の設置、県市町が連携した支援の充実、国との情報共有、

《行動8》安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

- ア 安全で安心なまちづくりの推進
空き家の適正管理の推進、不法投棄監視パトロール、鉄道駅舎ホームドアの設置促進
- イ 防犯カメラ等の設置による犯罪の抑止
防犯カメラの普及啓発・設置促進、商店街等における防犯カメラ等の整備支援

- ウ 住宅の防犯性の向上
防犯優良マンション供給の推進、防犯優良機器の普及促進
- エ 事業所等と連携した防犯の推進
事業所の地域防犯活動への参加促進（子どもの見守り活動への参加等）
- オ 繁華街等の環境の浄化
客引き行為等防止条例の推進、官民協働による安全安心な繁華街・歓楽街等の確保
- キ 薬物乱用防止対策の推進
普及啓発の促進、薬物相談の充実
- ク 地域で見守るしくみの充実
ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談の運営

※「行動2」は新たに柱立て

7 推進体制

- (1) ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の運営
- (2) 市町防犯担当課長会議・市町被害者支援担当課長会議の運営
- (3) 兵庫県被害者支援連絡協議会の運営